

公共施設マネジメントの推進

【第15回国土強靱化推進会議 御説明資料】

令和7年9月25日(木)
総務省自治財政局財務調査課

公共施設等総合管理計画等の策定及び見直しの推進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- 各地方公共団体は、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」を策定している。
- また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める「個別施設計画」を策定している。

公共施設等総合管理計画の策定及び見直し

総務省所管

<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

⇒原則として平成28年度までに策定(全団体策定済み)

<公共施設等総合管理計画の見直し>

令和5年度までに、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うよう要請

⇒令和7年3月末時点において、99.4%の団体の見直しが完了

→見直し完了団体における、不断の見直しによる総合管理計画の内容の充実と、総合管理計画等に基づく公共施設等の適正管理の積極的な取組を推進

個別施設計画の策定

各施設所管省庁所管

<個別施設計画の内容>

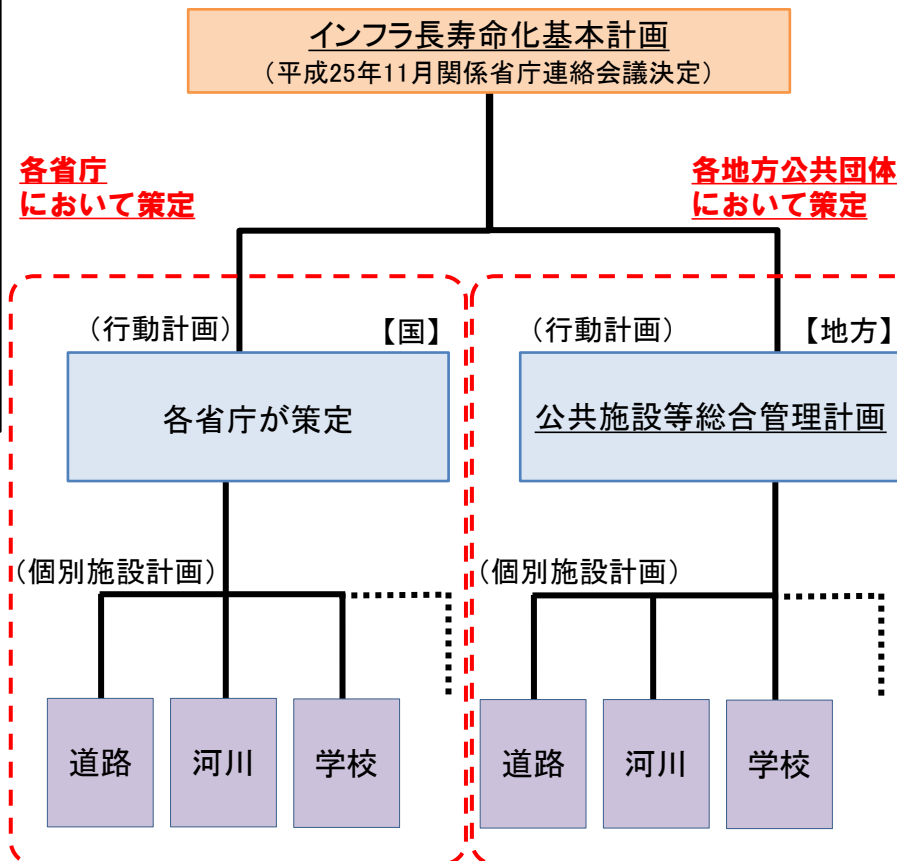
公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策(※)の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもの。

⇒令和4年度までに策定を行うよう各省において要請

※維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



地方公共団体における公共施設等総合管理計画の見直し状況

○公共施設等総合管理計画の見直し状況（令和7年3月31日時点）

見直し状況 〔 〕は、 対象団体数	都道府県 〔47〕	市区町村 〔1,741〕			合計 〔1,788〕
			指定都市 〔20〕	指定都市除く 市区町村 〔1,721〕	
見直し済	47（100.0%）	1,731（99.4%）	20（100.0%）	1,711（99.4%）	1,778（99.4%）

参考：「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付総財務第6号自治財政局財務調査課長通知）（抜粋）

第一 総合管理計画の見直しについて

一 総合管理計画の見直しに当たっての基本的な考え方

総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中（※）に総合管理計画の見直しを行うこと。

（※）「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」（令和4年4月1日付総財務第43号自治財政局財務調査課長通知）（要旨）

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年度以降となる場合は、令和5年度まで。

その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと

公共施設等適正管理推進事業

公共施設等の適正管理

- 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある
- そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進

公共施設等適正管理推進事業債

【対象事業】 ※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要

① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等の減少する場合に限る

(1) 集約化・複合化施設整備事業

(2) 集約化・複合化等に伴う除却事業(機能統合等に伴うものを含む) 【R7拡充】

② 長寿命化事業

・ 公共用の建築物

施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

・ 社会基盤施設

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)

(道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)

③ 転用事業

④ 立地適正化事業

⑤ ユニバーサルデザイン化事業

⑥ 除却事業

【充当率】 90%

【元利償還金に対する交付税措置率】

① : 50% ((2)は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)

②～⑤: 財政力に応じて30～50%

⑥: 交付税措置なし

【事業期間】 令和8年度まで

【令和7年度事業費】 5,000億円

(例) 複合化事業



(例) 長寿命化事業

【図書館の長寿命化】



法定耐用年数50年

外壁、建具、
屋根防水
の改修等



長寿命化



目標使用年数80年

複数団体による公共施設の集約化・複合化等の推進

- 特に取組が進んでいない**複数団体による公共施設の集約化等**を推進するため、**集約化等に向けた調査検討及び集約化等の円滑化**に係る経費に対する**特別交付税措置**を令和7年度より**創設**。
- 集約化等に伴う施設の**除却事業**を「**公共施設等適正管理推進事業債**」の対象に追加し、集約化の取組を促進するほか、**専門アドバイザーの派遣**を実施。

	協議の場の設定 (調査・検討)	新施設の 整備	旧施設の 除却	集約化等の 円滑化
財政措置等	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.5 措置上限額: 500万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費 ・施設の利用実態や立地等の調査・分析 ・協議会の開催、有識者の招聘 等 ※連携中枢都市圏構想推進要綱・定住自立圏構想推進要綱を改正するとともに、広域的な協議の場の設定を促進	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% <対象> ・複数の施設を集約化・複合化 する際に実施する整備事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	【拡充】公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業) 充当率: 90% 交付税措置率: 50% ※ただし、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額が対象 <対象> ・整備を行う複数施設の統合 ・整備を行わない複数施設の機能統合に伴う除却事業 <主な要件> ・総合管理計画等に基づいて実施するもの ・集約化・複合化前と比較して、施設の延床面積が減少するもの	【新規】特別交付税措置 措置率: 0.8 措置上限額: 集約等完了年度(*)を初年度として5年度間で合計 5,000万円 <対象経費> 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費 ・住民への広報・説明会の開催 ・集約元施設からの移転 ・利用者増を踏まえた備品の整備 ・集約後の施設までの住民の移動費用の支援 ・施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等 * 新施設の供用が開始された年度(機能統合の場合は機能統合が決定した年度)
その他	【新規】専門アドバイザーの派遣 ・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)に広域連携分野(公共施設の集約化等)を追加 ・施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施			